

北本市行政改革大綱

平成17年（2005年）3月

北本市行政改革推進本部

基本方針

今日の社会経済情勢は、少子・高齢化社会の進展や長期にわたる景気の低迷が続き、厳しい環境下から脱していない状況にあり、国・地方を問わず財政危機が叫ばれているなか、本市の状況も市税収入の鈍化、三位一体改革による地方交付税の減少等により、現状のままの行財政運営を続けた場合、歳出の増加に見合った歳入の確保が図れない状況が継続し、いわゆる財政再建団体へ転落する可能性を含んだ危機的な状況に直面している。

この危機的な状況の克服に全力を尽くすことは当然であるが、むしろこの機会を今後の北本市の新しい環境に対応できる行政の新しい仕組みを創造する出発点とし、新たな行政改革大綱を定める。

この新たな行政改革大綱は、厳しい社会経済情勢のもと、自立した団体へと改革していくため、簡素で効率的な行政を構築し、財政の健全化に資するとともに、行財政運営の改善・透明化、市民生活の利便性の向上を目指し、北本市行政改革推進委員会の提言を尊重しつつ、次の事項を基本として推進する。

- 1 事務事業をはじめとする行政運営全般にわたり簡素で効率的な行政の推進を図ること。
- 2 厳しい財政状況を克服し、健全な財政運営の実現を図ること。
- 3 市民への積極的な情報の提供に努め、情報の共有と双方向のやり取りの中で、市民と行政がパートナーとして連携し、市民と行政の協働によるまちづくりを図ること。

なお、この行政改革の実施に当たっては、平成 17 年度から 5 年間を目安として取り組むものとする。また、進行管理については、市民の理解と協力を得ることが大切であることから、改革事項を公表するとともに、北本市行政改革推進委員会に対しては、その進ちょく状況を定期的に報告し、併せて当該委員会の助言を受けるなど、市民と一体となって実施していくものとする。

実 施 事 項

市は、基本方針に基づき、次のことを実施事項として取り組むものとする。

1 事務事業の見直し

- (1) 行政の責任領域に留意し、行政関与の必要性、受益と負担の公平の確保、行政効率・効果等を充分吟味し、施策・事務事業の整理合理化をし、行政の簡素化を図る。
- (2) 行政運営の効率化、市民サービスの向上等を図るため、事務事業全般にわたり改めて点検し、行政責任の確保に留意しつつ、民間委託の推進及びPFI（民間資金による公共施設の整備等）等の民間活力の活用を図る。
- (3) 施策や事業の成果などを検証・評価し、改革・改善につなげていく行政評価システムの構築を図る。

2 財政の健全化の推進

- (1) 市税等の徴収率の一層の向上に努めるとともに、他の収入についても受益者負担の適正化及び市有財産の有効活用等により、自主財源の確保を推進する。
- (2) 経費全般について、引き続き見直し、節減合理化を推進する。

3 市民と行政の協働の推進

- (1) 市民への説明責任を果たし、公正の確保と透明性の向上を図るため、情報公開制度、行政手続制度及びパブリック・コメント制度等を活用し、市民の参画を推進する。
- (2) NPO、ボランティア団体等の市民活動団体等を育成・支援し、協働に向けた環境づくりを推進する。

4 人材育成と職員の意識改革の推進

- (1) 政策形成能力及び創造的能力を有する意欲ある人材の育成並びに各行政分野における専門的知識や技術を習得するための効果的な研修を計画的に推進する。
- (2) 幅広い識見を養うため、他の団体との人事交流を推進する。
- (3) 経営感覚とコスト意識を持ち、市民に視点を置いた行政サービスを行えるよう職員の意識改革を推進する。

5 定員管理及び報酬・給与等の見直し

- (1) 事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託等を進め、職員定数の抑制を行うとともに、定員に関する計画の策定を図る。
- (2) 社会経済情勢に対応し、かつ、市民の理解を深めるなかで報酬・給与等の見直しを図る。

6 組織・機構の見直し

- (1) 市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、新たな行政課題に対応する施策を総合的・機能的に展開できる簡素で効率的な組織・機構を目指す。
- (2) 北本市土地開発公社及び北本市公園緑地公社等の外郭団体等について、設立目的、業務内容、活動実態等を精査し、運営の効率化を図る。

7 情報化の推進

- (1) 総合行政ネットワーク(LGWAN)、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービス等の基盤を活用し、セキュリティの確保にも十分留意しながら、電子自治体を推進することにより、行政サービスの向上及び行政事務の効率化を推進する。

8 公共施設の設置及び効率的管理運営の推進

- (1) 施設の整備計画に当たっては、行政全体の将来見通しを踏まえて、的確な需要分析を行うとともに、完成後の管理運営経費の予測等多面的な検討を行う。また、主要施設の基本構想は、市民の参画を得て策定に当たることを推進する。
- (2) 既存施設については、社会経済情勢の変化等を充分見極めたうえ、必要に応じて多目的に利用することを推進する。
- (3) 施設の管理運営に当たっては、利用者により良いサービスを効果的に提供することを前提として、施設の統合・廃止を含めた管理のあり方について総合的に検討するとともに、指定管理者制度の積極的な活用を推進する。